

は心正しく導引の業を過ぎはひとして、主家のやうを伺ふに、主人の病あつしと聞くより、とみに逆井の里に赴き、亥ひて看病のつとめをねがふに、不興をゆるされ、介抱すれども、その日をおくる過ぎはひだになれば、晝は野菜を商ひて飲食の資となし、夜は導引をこと、して、主人が薬の料に替へ、夏は枕床を涼しめて、炎熱を亥りぞけ、冬は肌にあるじをあた、め、身は藜麥の龜糧を嘗めて、よりく鯉魚の羹などす、め、誠忠至らずといふことなれば、諸崎おひく快方におよび、起居もつねに違はねば、ある時中吉主人にむかひ、黄金五兩を取りいで、吾もひとつの思いれ侍れば、亥ばしのいとま給はるべし、これより浪華に赴きて、主人の家を再興すべし。大利は時を得てうべく、是を元としこのあたりに小商して待ち給へ、黄金はおのれ理を説きて、主家の支配を勤めたる、二人をすかし借りつれば、とかくにいとま給ふべしとて、涙ながらに願ふにぞ、主人も感涙をとめかね、路資を分つに受けずして、旅行に財は妨なり、身を退きし頃に習ひおぼえし、導引の業こそ、まことに旅路の資なれとて、いと安々と浪華におもむき、おなじきわざにたよりを得て、堂島邊に徘徊するうち、算筆の道くらからざれば、富家のあるじにをしまれて、ことのよし詳に物がたりければ、主家を起すの忠節なればとて、力を合せて得せんといへるにより、諸崎を浪華へむかへ、主従もとよりかの中吉が忠功をあらはさんとて、口の内に中と亥るして、これを家の印とし、今も浪華にとみさかゆとぞ。

〔續日本紀八正〕養老五年正月甲戌詔曰、至公無私國士之常風以忠事君臣子之恒道焉、當須各勤所職退食自公、康哉之歌不遠、隆平之基斯在、災異消上、休徵叶下、宜文武庶僚自今以去、若有風雨雷震之異、各存極言忠正之志、

〔續日本紀聖武〕天平勝寶元年四月甲午朔、天皇幸東大寺○中勅遣左大臣橘宿禰諸兄白佛○中大伴佐伯宿禰波常母云久、天皇朝守仕奉事顧奈人等爾阿禮波汝多知祖止母云來久、海行波美久屍、